

桑名市大型・先端設備等導入支援補助金 Q & A

Ver. 2026. 04. 27

【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q 1 この補助金はどのような制度ですか？

A 1 エネルギー価格や原材料費の高騰に伴い、地域経済に多大な影響が出ている中においても、前向きな設備投資を行う市内事業者に対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、桑名市からの補助金を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において補助するもので、市内の産業競争力を維持・強化し、付加価値の高い事業運営の実現を後押しすることを目的としています。

Q 2 この補助金の対象者はどのような方ですか？

A 2 次のすべてに該当する者

- (1) 市内に本社を有している者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 従業員へ1.5%以上の賃上げ表明を行った者

【中小企業者のみ】中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき桑名市から令和8年4月1日以降に先端設備等導入計画の認定を受けている者

Q 3 桑名市に事業所(店舗・事務所)はありますが、法人の本社所在地(個人事業代表者の住所)が桑名市外です。この補助金の申請は可能ですか？

A 3 法人事業者は申請不可ですが、個人事業者は申請可能です。

ただし、補助対象事業を実施する桑名市内の店舗、事業所や工場等で事業を営んでいることが確認できる書類が必要となります。提出書類の一つの市税完納証明書の写しは、桑名市以外のもので可能です。

※個人事業者は登録上の本社所在地が市外であっても、主たる事業所、事務所、店舗等が桑名市内であれば申請可能です。

Q 4 桑名市内に事業所がなくても申請できますか？

A 4 桑名市内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。

先端設備を桑名市内にある事業場に設置することが条件ですのでご注意ください。
※法人本社所在地(社長住所兼ねる)や個人代表の住所が桑名市内であっても主たる事業所、事務所、店舗等が市外のみである場合は補助対象になりませんので注意してください。

Q 5 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A 5 審査がありますので必ず交付される訳ではありません。

【他の制度との併用に関すること】

Q 6 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A 6 補助対象事業や経費が異なる場合は、併用可能です。同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。

【補助金に関すること】

Q 7 この補助金を受けるためには 最初に何をしたら良いですか？

A 7 中小企業者は、最初に先端設備等導入計画の認定を受けて頂きます。
先端設備等導入計画の認定については 桑名市役所の商工課 【0594-24-1199】 に
お問い合わせください。
中小企業者の規模を超える企業者は、商工会議所等認定支援機関にご相談くださ
い。

【補助対象経費に関すること】

Q 8 この補助金の対象となる先端設備等はどのようなものがありますか？

A 8 次のいずれにも該当するもの
①市内の事業所に導入されるもの
②中小企業者は市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入される先端設備等
【先端設備等の要件】
次の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
・投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備

【対象設備】

設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価格)
機械装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物付属設備	60万円以上

※ 器具備品・建物付属設備のイメージ
機器備品(例) 冷凍陳列棚・ルームエアコン・サーバー・理美容機器 等
建物付属設備(例) エレベーター・空調機器・高圧受電設備 等

Q 9 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？

A 9 発注先(委託先)の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を取る必要
があります。
なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者
のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の
相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。

Q 10 リース料は補助対象となりますか？

A 10 リース料については 交付決定日から補助対象事業実施期間内に支払った額のみ補
助対象経費として認められます。

また 分割払いの場合も同様に、交付決定日から補助対象事業実施期間内に支払った額のみになりますので、補助金申請にあたって 交付申請額の記載には ご注意ください。

Q 1 1 先端設備等を導入するにあたり、先端設備等導入計画の認定を受けた金額から既存の設備を下取していただけることとなり、設備の取得金額が安くなりました。この場合、補助金申請額のベースとなる金額は「認定を受けた時の金額」になりますか、それとも「下取後の金額」になりますか？

A 1 1 本補助金事業では、原則として先端設備等導入計画の認定を受けた金額と取得金額が同額であるとしています。

本補助金事業について報告いただく際、実際に支払った金額が分かる書類を提出していただくこととなりますので、補助金申請のベースとなるのは「実際に支払った金額」、つまり「下取後の金額」となります。

Q 1 2 導入する先端設備等が複数になる場合、本補助金の対象となりますか？

A 1 2 本補助金事業における補助金額は、補助対象経費の 20%の額以内とし、一年度につき 500 万円を限度とすることとなっており、先端設備等導入計画の認定を受けておれば、補助金を申請する先端設備等は複数でも問題はありません。

但し、補助金額において 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てします。

Q 1 3 Q 1 5 の場合、導入する時期が分かれてしまう場合は、複数回補助金の申請をする必要がありますか？

A 1 3 先端設備等の導入時期が分かれてしまう場合、まず、先端設備等導入計画の認定が取れているかがポイントとなります。

①導入予定の先端設備等について、先端設備等導入計画の認定が全て取得できている場合

→1 度の申請で申請することができます。

②導入予定の先端設備等について、一部が先端設備等導入計画の認定が取得できている、一部が取得できていない場合

→先端設備等導入計画の認定が取得できている分を先に申請していただき、その後、取得できていない分について先端設備等導入計画の認定を受けてから申請することができます。

また、導入予定の先端設備の納期等をご確認いただき、取得できていない先端設備等導入計画の認定を受けてから一括して申請する方法もあります。

【補助対象経費の支払いに関すること】

Q 1 4 補助金の概算払いはありますか？

A 1 4 ありません。

Q 1 5 補助対象先端設備等の支払いはクレジットカード払いでも可能でしょうか？

A 1 5 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。
手形、小切手又はクレジットカードにより支払いが行われている場合は対象外とします。

【事業の運用に関すること】

Q 1 6 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A 1 6 交付決定には審査があります。申込受付順にて審査を行います。
採択者には、採択決定後交付決定通知書を速やかに郵送通知します。予算の都合等で決定額が申請希望額より減額される場合があります。審査の結果、不採択となる場合があります。
補助金の支払いは、補助事業完了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。

Q 1 7 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

A 1 7 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。なお、交付決定額の増額については認められません。

Q 1 8 予算の総額を教えてくださいませんか？

A 1 8 予算額 90,000千円 です。